

令和4年分確定申告における感染症対策及び入場整理券に関するFAQ

令和4年12月
国税庁
法人番号 7000012050002

目次

1 事前の準備等

- 問1. 確定申告会場に行かないで申告・相談・納付を行う方法を教えてください。…………… 1
- 問2. 確定申告会場で申告相談を行う場合に、あらかじめ準備するものはありますか。…………… 3

2 確定申告会場における感染防止策について

- 問3. 確定申告会場ではどのような感染防止策を実施していますか。…………… 6
- 問4. 確定申告会場では日々どのような消毒を実施していますか。…………… 6
- 問5. 税務署職員は、日々どのような感染防止策を実施していますか。…………… 6
- 問6. 入場時の検温において、発熱が確認された者や検温自体を拒否した者に対しては、どのような対応をするのですか。…………… 7

3 入場整理券について（共通・当日配付分）

＜共通＞

- 問7. 確定申告会場への入場には入場整理券が必要とのことですが、具体的に教えてください。…………… 8
- 問8. 確定申告会場で作成済みの申告書を提出するだけの場合など、相談を必要としない場合にも、入場整理券が必要となるのですか。…………… 8
- 問9. 入場整理券はいつから必要となりますか。…………… 8
- 問10. 入場整理券はどのように取得できますか。…………… 9
- 問11. 翌日以降の入場整理券を、会場・税務署や電話で事前に発行してもらうことはできますか。…………… 9
- 問12. 入場整理券は1日当たり何枚用意されていますか。…………… 9
- 問13. 入場整理券は1枚で何人まで入場できますか。…………… 9
- 問14. 指定された時間に会場へ行けば、すぐに入場できますか。…………… 10
- 問15. 指定された時間に遅れてしまったら、入場できないのですか。…………… 10

- 問 16. 入場整理券が入手できず相談ができなかった場合には、個別指定による申告・納付期限の延長を認めてもらえますか。 ……10
- 問 17. 保健所の指示等によって会場が一時的に閉鎖されました。この場合には、私が既に取得していた入場整理券はどうなりますか。 ……11

＜当日配付分について＞

- 問 18. 入場整理券は何時から配付しますか。 ……11
- 問 19. 希望する時間帯の入場整理券を配付してもらうことはできますか。 ……11
- 問 20. 知人の分の入場整理券ももらうことはできますか。 ……12
- 問 21. 入場整理券を紛失した場合にはどうなりますか。 ……12

4 LINE によるオンライン事前発行について

＜オンライン事前発行の方法について＞

- 問 22. LINE を通じたオンライン事前発行はどのようにすればできますか。 …13
- 問 23. 国税庁 LINE 公式アカウントを友だち追加する方法を教えてください。 ……13
- 問 24. オンライン事前発行に関する操作を初めて行う際に、サービス提供者（国税庁）が許可をリクエストするメッセージが表示されましたが、許可していいのですか。 ……13
- 問 25. オンライン事前発行の申込みはいつから開始されますか。 ……14
- 問 26. 入場時には何を示せばいいですか。 ……15
- 問 27. スマートフォンの操作に不慣れで日頃から LINE も利用していないので、家族・知人に代わりにオンラインで取得してもらうことはできますか。 ……15
- 問 28. 普段からスマートフォンではなくパソコンで LINE を利用しているので、パソコンからもオンライン事前発行はできますか。 ……16
- 問 29. 国税庁 LINE 公式アカウントから明日の申込みについてメッセージが送信されてきましたが、返信した方がよいのでしょうか。 ……16
- 問 30. 国税庁 LINE 公式アカウントからアンケートのお願いが送信されてきましたが、回答してもよいのでしょうか。 ……17

＜利用上の注意、セキュリティ等について＞

- 問 31. LINE のトーク画面で質問すれば、国税庁から回答してもらえますか。 ……18
- 問 32. なぜオンライン事前発行を LINE で行うこととしたのですか。 ……18

- 問 33. LINE で国税庁 LINE 公式アカウントを友だち追加すると、国税庁がスマートフォンの中の情報など個人情報を知ることができるようになりますか。……………18
- 問 34. LINE でオンライン事前発行等を行うと、LINE 株式会社が申告等の内容を知ることができるようになりますか。……………19
- 問 35. LINE 株式会社のセキュリティ対策はどうなっていますか。……………19
- 問 36. 仮に自分の LINE アカウントが乗っ取られた場合、個人情報が盗み取られませんか。……………19
- 問 37. 国税庁 LINE 公式アカウントのなりすましが発生した場合、個人情報が盗み取られませんか。……………20

1 事前の準備等

問1. 確定申告会場に行かないで申告・相談・納付を行う方法を教えてください。

- 国税庁では、確定申告会場に出向かなくても自宅から申告を行っていただけるよう、スマートフォン等による e-Tax（電子申告）、キャッシュレス納付やチャットボットなどの申告・相談の方法をご用意しています。

【申告書等の作成・提出について】

- 国税庁ホームページ（[確定申告書等作成コーナー](#)）では、画面の案内に沿って金額等を入力することにより、税額などが自動計算され、所得税、消費税及び贈与税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。
- 給与収入がある方、年金収入や副業の収入がある方、特定口座での取引内容を申告される方、収支内訳書や青色申告決算書を作成される方などには、スマートフォンからも入力しやすい画面も用意しており、更に簡単・便利に所得税の申告書を作成・送信することができます。

（参考）スマートフォン専用画面



- 作成した申告書等は、マイナンバーカードを使って、スマートフォンやパソコンから e-Tax を利用して提出できます。
- また、マイナンバーカードに対応したスマートフォン等をお持ちでない方でも、

事前に税務署で手続きすることで発行される ID・パスワードを利用して e-Tax で申告することができます。過去に確定申告会場で申告した方については、その際に申請して申告書の控えと一緒に受け取っている場合がありますのでご確認ください。

【相談について】

- 相談については、ご自宅から[チャットボット](#)でも可能です。

チャットボットは、医療費控除や住宅ローン控除などお問合せが多いご質問のほか、パソコンやスマートフォンで申告書を作成する際の準備や操作についても対応しており、入力いただいたご質問に自動回答します。

なお、お問合せが多いご質問については、国税庁ホームページ（[タックスアンサー](#)）でも詳しく解説しています。

※ チャットボットは、土日夜間など日時によらず、いつでも気軽に税務相談ができる新しい相談チャネルとして国税庁ホームページに導入しています。

【納付について】

- 申告所得税や個人事業者の消費税で、期限内に申告された確定申告分等については、預貯金口座からの口座引き落としにより納付（[振替納税](#)）ができますので、こちらも是非ご利用ください。

※ 新規に振替納税のご利用を希望される方は、事前に「預貯金口座振替依頼書」を提出いただく必要があります。

また、「預貯金口座振替依頼書」はオンライン（e-Tax）で提出できます（金融機関届出印や電子証明書は不要です。）。

※ 振替納税をご利用の方が、転居等により、納税地を所轄する税務署が変更となる場合は、次の方法により、振替納税を継続してご利用いただけます。

- ① 申告所得税又は消費税の申告書の振替継続希望欄に「○」を記載して提出する（どちらかの申告書に記載いただければ、もう一方の税目についても、振替納税を継続してご利用いただけます。）
- ② 「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出書」又は「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する申出書」を提出する。
- ③ 変更後の税務署へ新たに「預貯金口座振替依頼書」を提出する。

- [ダイレクト納付](#)、[インターネットバンキングによる納付](#)、[クレジットカード納付](#)、[スマホアプリ納付](#)をご利用いただくことで、銀行や税務署に行かなくても納付できますので、是非ご利用ください。

※ ダイレクト納付は、ご利用される日のおおむね 1 か月前までに、ダイレクト納付利用届出書を作成の上、郵送等により税務署へ書面で提出してください。

また、個人の方は、ダイレクト納付利用届出書をオンライン（e-Tax）で提出できます。

- [コンビニエンスストア](#)からも納付ができます。

問 2. 確定申告会場で申告相談を行う場合に、あらかじめ準備するものはありますか。

- 確定申告会場ではご自身のスマホを利用した申告の指導を行っていますので、スマホをお持ちの方はご用意ください。

また、必要書類が不足していると申告書の作成ができない場合がありますので、あらかじめ確認・準備いただいた上でご来場ください。

申告内容に応じて、申告に必要な書類が異なりますので、ご自身の申告する内容に照らして必要書類をご確認ください。

以下では、申告する方の申告内容に応じた主な必要書類を説明しています。

【本人確認書類】

マイナンバーカード及びマイナンバーカード発行時に設定した、次のパスワードをお持ちください。

- ・利用者証明用電子証明書（数字 4 桁）
- ・署名用電子証明書（英数字 6 文字以上 16 文字以下）

※ マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次の書類をお持ちください。

- ・運転免許証等の身元確認書類
- ・通知カード等のマイナンバーが分かる書類

【給与・公的年金等】

- 給与・公的年金等について申告する場合には、申告書の作成に全ての源泉徴収票が必要ですので、忘れずにお持ちください。

また、年末調整で申告していない社会保険料・生命保険料・地震保険料・寄附金控除等がある場合には、それぞれの控除証明書をご持参ください。

【事業・不動産からの収入】

- 事業所得・不動産所得を申告する場合には、「収支内訳書」（青色申告の承認を受けている場合には「青色申告決算書」）を作成していただく必要がありますので、あらかじめご自宅で作成の上でお越しください。

なお、収支内訳書・青色申告決算書は国税庁ホームページ（[確定申告書等作成コ](#)

[ーナー](#)）でも作成できます。

また、作成に当たって会場での相談が必要な場合についても、記載する事項（売上高や各必要経費など）をあらかじめ集計・整理してお越しいただきますようお願いいたします。

（参考）[収支内訳書・青色申告決算書の様式](#)

【医療費控除】

- 「医療費控除の明細書」をあらかじめご自宅で作成の上でお越しく下さい。
なお、医療費控除の適用を受ける際には、領収書の提示・提出ではなく、必要事項を記載した「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付する必要があります。

（参考）[医療費控除の明細書の様式](#)

【住宅ローン控除（初年度適用の方）】

- 住宅ローン控除の適用を受けることができる要件と添付書類等（住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書、家屋・土地の登記事項証明書、売買契約書の写しなど）をあらかじめご確認の上でお越しく下さい。

（参考）[住宅ローン控除を受ける方へ](#)

【その他の控除】

- 申告する内容ごとに必要書類が異なりますので、[チャットボット](#)や国税庁ホームページで必要書類をあらかじめご確認の上でお越しく下さい。

※ チャットボットは、土日夜間など日時によらず、いつでも気軽に税務相談ができる新しい相談チャネルとして国税庁ホームページに導入しています。

（消費税）

- 令和5年10月から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が開始されます。制度開始後、適格請求書（インボイス）を交付するためには、税務署長に登録申請を行い適格請求書発行事業者として登録を受ける必要があります。

登録申請はe-Taxでも申請できます。

制度や登録申請の詳しい説明については、国税庁ホームページの「[インボイス制度特設サイト](#)」をご覧ください。

- 軽減税率（8%）対象の取引が売上・仕入・その他の経費にある場合、消費税の確定申告書を作成するためには、売上・仕入・その他の経費それぞれを税率ごとに

区分して計算する必要があります。

確定申告会場にお越しの際は、「課税取引金額計算表」をあらかじめ作成してご持参いただくか、売上等の取引を税率ごとに区分した帳簿等をお持ちください。

(参考) [課税取引金額計算表の様式（個人事業者用）](#)

2 確定申告会場における感染防止策について

問 3. 確定申告会場ではどのような感染防止策を実施していますか。

- 確定申告会場においては、
 - ・ 入場時の検温（37.5 度以上の発熱がある場合等は入場をお断りします）
 - ・ マスク着用、入口等での手指消毒、必要最小限の人数での来場のお願い
 - ・ 換気の徹底やパソコン等の消毒
 - ・ 人と人との距離を確保したレイアウト

といった基本的な感染防止策を実施するとともに、会場への入場には入場整理券を必要とする等、感染防止を講じながら運営しています。

問 4. 確定申告会場では日々どのような消毒を実施していますか。

- 確定申告会場では、日々の相談終了後（又は相談開始前）に、会場内の清掃に加え、来場者の皆様が触れるドアノブ等やパソコン・机等の備品について消毒を実施しています。
- また、パソコン・机等の備品については、相談時間内にもこまめに消毒を行っています。

問 5. 税務署職員は、日々どのような感染防止策を実施していますか。

- 職員は、毎日出勤時までに体温を計測するなどして自己の体調管理を徹底するとともに、発熱などの風邪症状がある場合や体調が優れない場合には事務に従事させないこととしています。
- また、確定申告会場での従事に当たっては、マスクを着用しています。

問 6. 入場時の検温において、発熱が確認された者や検温自体を拒否した者に対しては、どのような対応をするのですか。

- 入場時の検温で 37.5 度以上の発熱が確認された方や、検温に応じていただけない方については、確定申告会場への入場をお断りしています。
- また、発熱が確認されない場合であっても、咳・くしゃみといった風邪の症状がある場合など、感染防止の観点から適切でないと判断した場合についても入場をお断りしています。
- なお、体調のすぐれない方については、無理をなさらず、後日あらためてご来場いただくようお願いします。

3 入場整理券について（共通・当日配付分）

<共通>

問 7. 確定申告会場への入場には入場整理券が必要とのことですが、具体的に教えてください。

- 確定申告会場内の混雑緩和を図りつつ、なるべく多くの皆様にスムーズに申告相談を行っていただけるよう、会場への入場には、入場できる時間を区切った「入場整理券」が必要となる仕組みを導入しています。
- 「入場整理券」は各会場で当日配付しますが、国税庁 LINE 公式アカウントを通じてオンライン事前発行も行っています。
なお、入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもありますので、あらかじめご了承ください。

問 8. 確定申告会で作成済みの申告書を提出するだけの場合など、相談を必要としない場合にも、入場整理券が必要となるのですか。

- 入場整理券については、作成済の申告書を提出する場合など、相談を必要としない方については取得していただく必要はありません。
なお、申告書は郵送でも提出できますので、申告書を提出するために来場される方は、郵送での提出をぜひご検討ください。

問 9. 入場整理券はいつから必要となりますか。

- 令和 5 年 2 月 16 日（木）から同年 3 月 15 日（水）までの確定申告期間中は、全ての会場において、入場整理券が必要な仕組みを実施しています。
- また、税務署・会場によっては、確定申告期間の前後においても入場整理券を必要とする仕組みを実施している場合があり、おおむね 1 月下旬からはこのような対応を行っています。
- なお、入場整理券については、作成済の申告書を提出する場合など、相談を必要としない方については取得していただく必要はありません。

- 具体的な実施時期については、1月以降に国税庁ホームページ「[令和4年分確定申告特集](#)」をご覧ください。

問 10. 入場整理券はどのように取得できますか。

- 入場整理券は、各会場で当日配付しますが、国税庁 LINE 公式アカウントを通じてオンライン事前発行も行っています。

問 11. 翌日以降の入場整理券を、会場・税務署や電話で事前に発行してもらうことはできますか。

- 入場整理券の事前発行は、国税庁 LINE 公式アカウントを通じてのみ行っており、会場・税務署や電話では発行しておりません。

問 12. 入場整理券は1日当たり何枚用意されていますか。

- 入場整理券の配付枚数は、各会場の規模等に応じて混雑することなくご相談いただける人数を算定して決定しており、会場ごとに異なります。

問 13. 入場整理券は1枚で何人まで入場できますか。

- 入場整理券1枚につき、来場者1名の申告相談が可能です。
- お一人で複数年分を申告相談する場合については1枚で構いませんが、例えば、ご夫婦で来場し、お二人とも申告する場合には、ご夫婦それぞれが取得していただく必要があります。
- なお、介助を必要とされる方については、1枚の入場整理券でご本人と介助者が一緒にご入場いただけますので、入場時に係員へお声掛けください（ただし、お二人とも申告相談する場合には、それぞれの入場整理券が必要です。）。

問 14. 指定された時間に会場へ行けば、すぐに入場できますか。

- 入場整理券に記載された時間は、あくまで入場が可能な時間枠であり、会場の混雑状況に応じ、時間枠内であっても一時的に入場をお待ちいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- また、入場時には、「入場整理券の確認」と「検温」を実施しますので、そのために一時的にお待ちいただく場合もあります。

問 15. 指定された時間に遅れてしまったら、入場できないのですか。

- 入場整理券の時間枠に遅れた場合には、会場の混雑状況によって入場できない場合があります。入場整理券の時間枠の範囲内でご来場いただくようお願いします。

問 16. 入場整理券が入手できず相談ができなかった場合には、個別指定による申告・納付期限の延長を認めてもらえますか。

- 個別指定による申告・納付期限の延長は、期限までに申告等を行うことができない災害その他やむを得ない理由があると認められる場合に適用されるものです。
- 入場整理券が入手できず相談ができなかったことはこれに該当しませんので、個別指定による申告・納付期限の延長は認められません。
- 来場を検討されている方におかれましては、早め早めの対応を心掛けていただき、来場する場合は入場整理券のオンライン事前発行をご利用いただくか、ご自宅から国税庁ホームページの([確定申告書等作成コーナー](#))を利用して申告書等を作成し、e-Tax や郵送で提出いただくようお願いします。
なお、相談は[チャットボット](#)でも可能です。

※ チャットボットは、土日夜間など日時によらず、いつでも気軽に税務相談ができる新しい相談チャネルとして国税庁ホームページに導入しています。

問 17. 保健所の指示等によって会場が一時的に閉鎖されました。この場合には、私が既に取得していた入場整理券はどうなりますか。

- 保健所の指示等によって会場が一時的に閉鎖された場合など、不可抗力によってやむを得ず会場が一時閉鎖された場合には、一時閉鎖中の時間枠に対応した入場整理券は無効となります。

この場合には、お手数ですがご自身で再度入場整理券を取得していただく必要があります。

- 来場を検討されている方におかれましては、早め早めの対応を心掛けていただき、ぜひご自宅から国税庁ホームページの（[確定申告書等作成コーナー](#)）を利用して申告書等を作成し、e-Tax や郵送で提出いただくようお願いします。

なお、相談は[チャットボット](#)でも可能です。

※ チャットボットは、土日夜間など日時によらず、いつでも気軽に税務相談ができる新しい相談チャネルとして国税庁ホームページに導入しています。

<当日配付分について>

問 18. 入場整理券は何時から配付しますか。

- 受付開始時間は、会場ごとに異なります。詳細は国税庁ホームページの各税務署の案内ページ（注）をご覧ください。

（注）管轄の税務署の案内ページは[こちら](#)から確認できます。

- なお、入場整理券のオンライン事前発行をぜひご利用ください。

問 19. 希望する時間帯の入場整理券を配付してもらうことはできますか。

- 当日配付分は順番にお渡ししますので、入場時間の希望等はできません。

- なお、オンライン事前発行では、希望する日時の入場整理券を取得することが可能ですので、ぜひご利用ください。

問 20. 知人の分の入場整理券ももらうことはできますか。

- 入場整理券はお一人につき 1 枚配付しますので、実際にお越しの方以外の分をお渡しすることはできません。

問 21. 入場整理券を紛失した場合にはどうなりますか。

- 入場整理券を紛失した場合には、入場できません。また、再発行は行いませんので、再度取得していただくようお願いします。
- なお、オンライン事前発行については、入場整理券を紛失する心配はありませんので、ぜひご利用ください。

4 LINE によるオンライン事前発行について

<オンライン事前発行の方法について>

問 22. LINE を通じたオンライン事前発行はどのようにすればできますか。

- まずは、国税庁 LINE 公式アカウント（LINE ID「@kokuzei」）を友だち追加してください。
- その上で、国税庁 LINE 公式アカウントの「トーク」画面にある「相談を申し込む」ボタンから手続を行うことができます。

問 23. 国税庁 LINE 公式アカウントを友だち追加する方法を教えてください。

- 以下の QR コードを読み込んで友だち追加するほか、LINE の「ホーム」メニューで、「国税庁」又は「@kokuzei」を検索する方法でも友だち追加できます。

国税庁
LINE 公式アカウント



※ 「QR コード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

問 24. オンライン事前発行に関する操作を初めて行う際に、サービス提供者（国税庁）が許可をリクエストするメッセージが表示されましたが、許可していいのですか。

- このメッセージは、国税庁があなたのトーク画面にメッセージを送信する上で必要な許可をしていただくためのものですので、許可してください。

(参考) サービス提供者が許可をリクエストするメッセージ (イメージ)

LINE

国税庁
提供者 国税庁
国税庁のLINE公式アカウント

サービス提供者が次の許可をリクエストしています。

許可が必要な項目	
▶ プロフィール情報(必須)	許可
▶ トークへのメッセージ送信	✓ 許可

注意事項

問 25. オンライン事前発行の申込みはいつから開始されますか。

- 令和5年1月10日(火)以降、順次開始する予定です。
なお、事前発行が可能となるのは1月12日(木)以降の入場整理券となります。
- おおむね1月中旬から下旬に開始する予定ですが、税務署・会場によって開始日が異なりますので、国税庁 LINE 公式アカウントから来場する税務署又は会場のオンライン事前発行が開始されていないかご確認ください。

問 26. 入場時には何を示せばいいですか。

- 指定された日時に、確定申告会場入口に直接お越しの上、係員に「申込完了」画面をご提示ください。

(参考)「申込完了」画面表示イメージ

国税庁

申込完了

申込番号 01401716

施設 ●●税務署

申込枠 2020年●月●日 09:00~11:00

◆申告会場への入場時には、この画面の確認と検温を実施します。この画面を確認できない場合には、入場をお断りさせていただきますのでご注意ください。

◆申し込んだ日時に来場できない場合は、必ず申込をキャンセルしてください。

キャンセル

- なお、入場時には、「申込完了」画面の確認と併せて、検温を実施します。
また、「[問 2 確定申告会で申告相談を行う場合に、あらかじめ準備するものがありますか](#)」をご覧ください。

問 27. スマートフォンの操作に不慣れで日頃から LINE も利用していないので、家族・知人に代わりにオンラインで取得してもらうことはできますか。

- 入場時にスマートフォンの画面を確認させていただきますので、ご家族・ご友人にご協力いただくなどして、ご自身のスマートフォンでオンライン事前発行を受けていただくようお願いします。
- なお、入場時に「申込完了」画面を表示させる等の操作に不安がある場合には、あらかじめ印刷したものを入場時にご提示いただいても差し支えありません。

(参考)「申込完了」画面表示イメージ

国税庁

申込完了

申込番号 01401716

施設 ●●税務署

申込枠 2020年●月●日 09:00~11:00

◆申告会場への入場時には、この画面の確認と検温を実施します。この画面を確認できない場合には、入場をお断りさせていただきますのでご注意ください。

◆申し込んだ日時に来場できない場合は、必ず申込をキャンセルしてください。

キャンセル

問 28. 普段からスマートフォンではなくパソコンで LINE を利用しているのですが、パソコンからもオンライン事前発行はできますか。

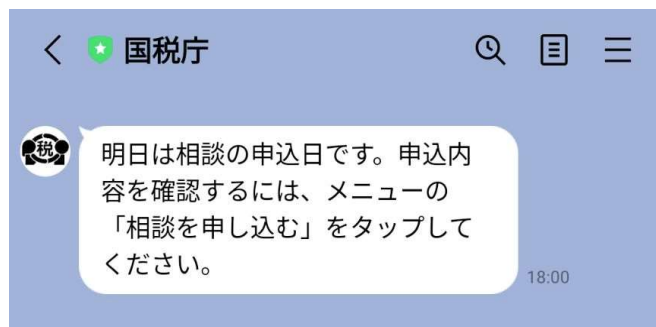
- オンライン事前発行をご利用いただく場合には、ご利用端末のオペレーティングシステムが iOS 又は Android であることが必要です。

申し訳ありませんが、オペレーティングシステムが iOS 又は Android であるスマートフォンやタブレット端末からご利用ください。

問 29. 国税庁 LINE 公式アカウントから明日の申し込みについてメッセージが送信されましたが、返信した方がよいのでしょうか。

- このメッセージは、オンライン事前発行をした全ての方を対象に、申込日前日の 18 時頃に自動的に配信される再確認のメッセージですので、当メッセージへの返信は必要ありません。
- なお、翌日の申込内容を確認する場合は、メッセージのご案内のとおり、「トーク」画面にある「相談を申し込む」ボタンから確認することができます。
- また、申し込んだ日時に来場できない場合は、必ず申込をキャンセルしていただくようお願いします。

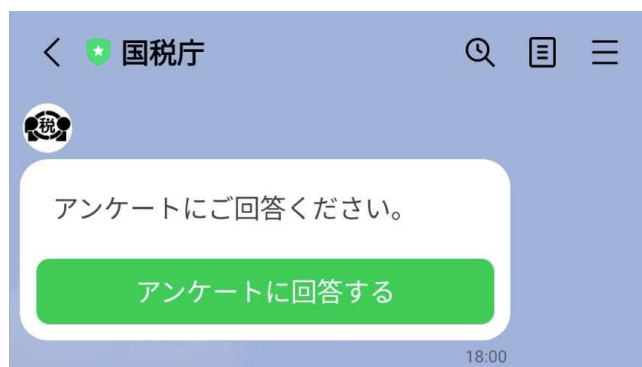
(参考) 画面表示イメージ



問 30. 国税庁 LINE 公式アカウントからアンケートのお願いが送信されてきましたが、回答してもよいのでしょうか。

- オンライン事前発行をした全ての方を対象に、申込日当日の 18 時頃に、オンライン事前発行に関するアンケートを配信しております。
- このアンケートは、確定申告におけるオンライン事前発行システムを利用される皆様にとって、より利用しやすいシステムになるよう、当システムをご利用いただいた方から広くご意見をお寄せいただき、今後の参考とさせていただくために実施しているものです。
- なお、このアンケートへの回答は任意ですので、回答いただかなくても差し支えありませんが、アンケートは簡単な内容（所要時間：1 分～2 分程度）となっておりますので、ぜひ、アンケートへのご協力をお願いします。
- また、個人情報保護の観点から、このアンケートには、ご回答いただいた方の個人情報を取得する内容は一切含まれておりません。

(参考) 画面表示イメージ



<利用上の注意、セキュリティ等について>

問 31. LINE のトーク画面で質問すれば、国税庁から回答してもらえますか。

- 国税庁 LINE 公式アカウントは、オンライン事前発行等のサービスを提供するために開設したものであり、LINE のトーク画面からご質問は受け付けておりません。
- ご質問がある場合には、[チャットボット](#)をご利用ください。
また、お問合せが多いご質問については、国税庁ホームページ（[タックスアンサー](#)）でも詳しく解説していますのでご利用ください。

※ チャットボットは、土日夜間など日時によらず、いつでも気軽に税務相談ができる新しい相談チャネルとして国税庁ホームページに導入しています。

問 32. なぜオンライン事前発行を LINE で行うこととしたのですか。

- 令和 4 年分確定申告において入場整理券の仕組みを導入するに際し、来場者の皆様の利便性を確保する観点から、当日配付に加えてオンライン事前発行も行うこととしています。
- LINE は国内でもっとも利用者数の多いコミュニケーションアプリであり、幅広い年齢層で多数の方がご利用されていることを踏まえ、オンライン事前発行のインターフェースとして LINE を採用しています。

問 33. LINE で国税庁 LINE 公式アカウントを友だち追加すると、国税庁がスマートフォンの中の情報など個人情報を知ることができるようになりますか。

- 国税庁 LINE 公式アカウントを友だち追加しても、国税庁では、オンライン事前発行を行うに当たって必要な情報のみを参照しています。
- スマートフォンの中の情報はもとより、国税庁以外のアカウントとのトーク内容などの情報を国税庁が取得することはありません。

問 34. LINE でオンライン事前発行等を行うと、LINE 株式会社が申告等の内容を知ることができるようになりますか。

- 申告内容等を管理する国税庁の基幹システムは、情報セキュリティの観点から外部アクセスができない仕組みとしており、オンライン事前発行を行う LINE のシステムとも物理的に完全に分離されています。そのため、オンライン事前発行等の手続を国税庁 LINE 公式アカウントを通じて行っても、LINE 株式会社が申告等の情報を取得することはできません。
- なお、オンライン事前発行システムは、LINE を通じてご利用いただくものとなっていますが、LINE 株式会社とは異なる独立した事業者が提供しているサービスを用いたものであり、利用した方のトーク内容はもとより、氏名、電話番号、メールアドレス、LINE ID など一切の個人情報を保存しない仕組みとなっています。

問 35. LINE 株式会社のセキュリティ対策はどうなっていますか。

- LINE 株式会社は、電気通信事業法及び個人情報保護法等の関係法令等に基づき利用者の情報の保護を行っており、継続的にセキュリティ強化に力を入れていると承知しています。
- また、こうした取組を客観的な視点で評価するため、セキュリティに関する国際的な外部認証（ISO27001 認証、SOC2 認証、SOC3 認証）を取得・維持しているものと承知しています。

問 36. 仮に自分の LINE アカウントが乗っ取られた場合、個人情報が盗み取られませんか。

- 仮にご自身の LINE アカウントが乗っ取られたとしても、それは LINE 上にとどまるものであり、乗っ取った第三者が国税庁の基幹システムにアクセスすることはできないので、申告情報等の個人情報が盗み取られることはありません。
- ご自身の LINE アカウントには、オンライン事前発行のために国税庁 LINE 公式アカウントと過去に行ったやり取りが表示されていますが、そこでは個人情報のやり取りは行わないので、仮に自分の LINE アカウントを乗っ取った第三者であって

も、自分の申告情報等の個人情報を盗み見ることはできません。

- なお、ご自身の LINE アカウントが乗っ取られないように、LINE 株式会社が提供・推奨しているセキュリティ対策（LINE アプリを開く際のパスコードロックや、心当たりのない端末からのログインを許可しないなど）を行ってください。

問 37. 国税庁 LINE 公式アカウントのなりすましが発生した場合、個人情報が盗み取られませんか。

- LINE 上の国税庁公式アカウントについては、個人の LINE 利用者とは異なる専用のアカウントで維持管理するため、個人のアカウントの乗っ取りのように第三者に乗っ取られることはありません。
- なお、トーク画面の上部左隅にあるマーク  が公式アカウントであることの証明となりますので、ご確認ください。
- また、国税庁 LINE 公式アカウントはオンライン事前発行で必要な範囲において使用し、その運用に当たっては、同アカウントから還付金のお知らせを連絡することや受取口座情報等をお尋ねすることは絶対にありませんので、万が一そのような連絡やお尋ねがあった場合には、絶対に情報を教えず、なりすましを疑い、LINE 株式会社のお問い合わせフォームを利用してください。